

過労死防止「国の責務」

4
3/20

自民 大綱策定へ法律骨格案

自民党の過労死対策法の骨格案

- ・実態の調査研究
- ・国民への啓発
- ・過労死の恐れのある人や家族が相談できる体制の整備
- ・民間団体の活動への支援

自民党雇用問題調査会のワーキングチームは19日、東京

都内で会合を開き、過労死や過労自殺を防止する法律の骨格案を提示し、大筋で了承された。国が対策実施の責務を負うと明確にし、過労死を防ぐための大綱を作ることが柱。チームは今後、最終的な内容を詰めて法案を作成する。

過労死を防ぐ法律は超党派の国会議員連盟（議連）が議員立法での成立を目指してお

り、昨年末に議連の野党議員が先行して「過労死等防止基準」を国会に提出している。自民党は議連とも調整し本法案を国会での成立を目指す。

ワーキングチームの事務局長を務める馳浩衆院議員は

「労災認定される過労死事案

は水山の一角だ。まずは調査

研究を行い、必要な措置を検討していく」と話した。

チームは2月にいつたん原

案を示したが、過労死の実態

調査や研究を主な目的とする

内容にとどまった。

活動への支援→を列挙。地方自治体や事業主に対し、対策に協力することを努力義務とした。

国には大綱策定のほか、過労死や過労自殺の報告書を毎年国会に提出するよう義務付けた。対策を進めるための協議会を厚生労働省に設置し遺族も加わる。「過労死を間近で見てきた人の意見は貴重」として遺族側が求めていた。